

高知県男性育児休業取得促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県男性育児休業取得促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内企業 高知県内に本社又は本店等若しくは事業所を有する事業者をいう。
- (2) 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する育児休業をいう。
- (3) 労働者 労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者をいう。ただし、国家公務員又は地方公務員である者を除く。
- (4) 代替要員 育児休業を取得する男性労働者の休業期間及び当該期間前後の引継ぎ期間に、当該労働者の業務を行わせることを目的に臨時に雇用した者をいう。

(補助目的及び補助対象事業)

第3条 県は、県内企業における男性の育児休業の取得促進や共育での推進、仕事と家庭の両立支援を図ることを目的として、男性労働者の連続する1か月以上の育児休業に係る業務の円滑な引継ぎのための新規雇用による代替要員の確保(派遣を含む。以下同じ。)に取り組む県内企業(以下「補助事業者」という。)に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助率等)

第4条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、高知県電子申請サービスを利用する方法(以下「電子申請」という。)により知事に申請しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 知事は、前条に規定する補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認める場合は、補助金の交付の決定を行い、申請者に対して通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認める場合を除く。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則及び要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助金に係る別表第1に定める証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 過去5年間に重大な法令違反がないこと。
- (4) 県税の滞納がないこと。
- (5) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条に規定する一般事業主行動計画を策定、及び公表し、かつ、男性の育児休業取得率について50パーセント以上の目標を設定

定し取り組んでいること。

(6) 令和7年度男性育児休業取得促進事業における「集合型研修」又は「企業版両親学級」を受講すること。

(補助事業の着手)

第8条 補助事業の着手は、第6条の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ電子申請によりその旨を知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第9条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助事業完了の日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに電子申請により補助金の実績等について知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第12条 知事は、前条の規定による報告を受理したときは、当該報告の内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めるときは、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。この場合において、補助金の交付の決定額と確定額とが相違するときは、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当するとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 法令又は法令に基づく処分に違反したとき。
- (4) 第10条の規定に基づく調査を拒んだとき。
- (5) 補助金の交付決定の内容、付した条件、要綱等又は要綱等に基づく知事の指示に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第15条 補助事業者は、第6条の規定による交付の決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第17条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年11月15日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条、第13条、第14条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第7条関係）

補助事業	補助率	補助限度額	証拠書類
男性労働者の連続する1月以上の育児休業に係る業務の円滑な引継ぎのための新規雇用による代替要員の確保事業	定額 （代替要員1人1月当たり10万円）	1 補助事業者当たり 100万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業の承認期間が確認することができる書類 ・ 代替要員の雇用実態が確認することができる書類（雇用契約書、労働者派遣契約書の写しなど） ・ 育児休業を取得する男性労働者の代替要員であることが確認することができる書類（業務分担表、組織図（育児休業取得前及び取得中）など） ・ 就業実績が確認することができる書類（出勤簿、タイムカード、給与明細の写しなど）

- (注) 1 補助対象期間は、育児休業期間を除いた当該期間前後の引継ぎ等のための雇用期間とし、最大2月とする。
- (注) 2 代替要員の勤務時間が1月当たり16日に満たない場合は補助対象外とする。
- (注) 3 補助金額は1月単位で算定するものとし、1月に満たない期間については補助対象外とする。
- (注) 4 期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）の期間に関する規定を準用する。

別表第2（第6条、第13条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等が、その事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等が、その経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関与し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 11 その他、知事が補助金の交付をするにふさわしくないと認めるとき。